

鱈ヶ沢地区消防事務組合

一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請（指名願）申請要領

鱈ヶ沢地区消防事務組合における競争入札に参加する資格を希望する方は、この要領により下記事項にご留意のうえ参加資格申請書を提出してください。

申請区分	内容
建設工事	工事請負等
測量・建設コンサルタント	測量、設計、地質調査、コンサルタント等
物品・役務の提供	物品提供、製造請負、サービス、清掃、警備、各種設備の保守点検及び管理等

申請区分：	建設工事
【国土交通省統一様式又は鱈ヶ沢町様式】	
◎一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書 以下添付書類	
① 建設業許可指令書、許可証明書（写）	
② 経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書（写）	
③ 工事経歴書（直近2年分）※建設業法施行規則様式第2号又は第2号の2	
④ 直前3年の各営業年度における工事施工金額 ※建設業法施行規則様式第3号	
⑤ 営業所一覧表 ※任意様式可	
⑥ 納税証明書（直近1年分）※町外業者は写し可	
⑦ 技術者職員名簿 ※町内業者は職員の技術検定合格証明書（写）添付	
⑧ 会社の登記簿謄本（写）	
⑨ 使用印鑑届 ※町外業者は写し可	
⑩ 印鑑証明書 ※町外業者は写し可	
⑪ 建設業退職金共済事業加入履行証明書（写）	
⑫ 建設業労働災害防止協会加入証明書（写）※加入している場合のみ提出	
⑬ 委任状 ※支店等に権限を委任する場合	
⑭ 営業証明書 ※個人事業者のみ	
⑮ 代表者の身分証明書 ※町内全業者及び町外個人事業者	
⑯ ISO登録証（写） ※登録業者のみ	
⑰ 防災協定の協定書（写） ※町内業者のみ	
⑱ 消防団協力事業所認定証（写） ※町内業者のみ	
注：各種証明書は、発行から3ヶ月以内のものを使用してください。	

申請区分： 測量・建設コンサルタント等

【国土交通省統一様式又は鱒ヶ沢町様式】

◎一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書
以下添付書類

- ① 登録証明書等（写）
- ② 財務諸表等（写） ※直前1年分
- ③ 実績調書又は業務経歴書 ※直近2年分
- ④ 営業所一覧表 ※任意様式可
- ⑤ 納税証明書（直近1年分）※町外業者は写し可
- ⑥ 技術者職員名簿 ※町内業者は職員の技術検定合格証明書（写）添付
- ⑦ 会社の登記簿謄本（写）
- ⑧ 使用印鑑届 ※町外業者は写し可
- ⑨ 印鑑証明書 ※町外業者は写し可
- ⑩ 委任状 ※支店等に権限を委任する場合
- ⑪ 営業証明書 ※個人事業者のみ
- ⑫ 代表者の身分証明書 ※町内全業者及び町外個人事業者
- ⑬ I S O登録証（写） ※登録業者のみ

注：各種証明書は、発行から3ヶ月以内のものを使用してください。

申請区分： 物品・役務の提供

【国土交通省統一様式又は鱒ヶ沢町様式】

◎一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書【国土交通省統一様式】
以下添付書類

- ① 登録証明書等（写） ※業務上必要とされるもの
- ② 財務諸表又は決算書（写） ※直前1年分
- ③ 納入実績又は営業経歴書等 ※直近2年分
- ④ 営業所一覧表 ※任意様式可
- ⑤ 納税証明書（直近1年分）※町外業者は写し可
- ⑥ 会社の登記簿謄本（写）
- ⑦ 使用印鑑届 ※町外業者は写し可
- ⑧ 印鑑証明書 ※町外業者は写し可
- ⑨ 委任状 ※支店等に権限を委任する場合
- ⑩ 営業証明書 ※個人事業者のみ
- ⑪ 代表者の身分証明書 ※町内全業者及び町外個人事業者
- ⑫ I S O登録証（写） ※登録業者のみ

注：各種証明書は、発行から3ヶ月以内のものを使用してください。

【宛 名】

鱒ヶ沢地区消防事務組合 管理者

【受付期間】

- ・毎年2月1日～2月末日（土日祝を除く。）
- ・受付時間は、9時00分から16時00分まで

【申請様式】国土交通省統一様式又は鱒ヶ沢町様式

・鱒ヶ沢町様式については、鱒ヶ沢町役場ホームページから→行政情報→入札情報→一般競争（指名競）参加資格審査申請書をダウンロードし宛名を変え使用してください。

【提出サイズ】

- ・A4サイズでファイル（色の指定なし）綴じとすること。
- ・背表紙に必ず、申請区分と会社名を記入すること。

【提出部数】

- ・1部
- ・建設工事、測量・建設コンサルタント等、物品・役務の提供、の区分別に申請書を提出してください。
- ・提出後、変更等が生じた場合は速やかに変更届を提出してください。※様式の指定はありません。

【提出先】

〒038-2761

青森県西津軽郡鱒ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸385番地2

鱒ヶ沢地区消防事務組合 消防本部 総務課

電話 0173-72-4527

【提出方法】

- ・持参又は郵送
- ・郵送による提出で受領書が必要な場合は、切手を貼った返信用封筒等を同封すること。
※書留は不可。

【有効期限】

- ・町内業者は、毎年6月1日～翌年5月31日まで 1年間
- ・町外業者で奇数年（西暦）の受付期間中（2月中）に提出した業者は
受付年6月1日～翌々年5月31日まで 2年間
※町外業者に関しては、定期審査年が西暦による奇数年の年となっております。
- ・町外業者で偶数年（西暦）に提出した業者は
受付日～翌年5月31日まで

○納税証明書は次のものがが必要です。

※国税（法人税、所得税、消費税及び地方消費税）は未納のない証明書。

町内業者	法人	国税（法人税、消費税及び地方消費税）・県税（法人事業税、法人県民税）
		町税（法人町民税、固定資産税、軽自動車税、代表者個人の町税各種）
	個人	国税（所得税、消費税及び地方消費税）・県税（個人事業税）
		町税（個人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）
県内業者	法人	国税（法人税、消費税及び地方消費税）・県税（法人事業税、法人県民税）
	個人	国税（所得税、消費税及び地方消費税）・県税（個人事業税）・市町村税（各種）
県外業者	法人	国税（法人税、消費税及び地方消費税）
	個人	国税（所得税、消費税及び地方消費税）